

新座市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新座市国民健康保険条例（昭和34年新座市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（保健事業）</p> <p>第8条 本市は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病見舞金）</p> <p>8 <u>主たる所得が事業所得</u>（所得税法第27条第1項に規定する事業所得をいう。）である被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したときは、傷病見舞金を支給する。</p> <p>9 傷病見舞金の額は、被保険者1人につき<u>100,000円</u>とする。</p>	<p>（保健事業）</p> <p>第8条 本市は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病見舞金）</p> <p>8 <u>事業所得</u>（所得税法第27条第1項に規定する事業所得をいう。）<u>を生ずべき事業を営む</u>被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したときは、傷病見舞金を支給する。</p> <p>9 傷病見舞金の額は、被保険者1人につき<u>200,000円</u>とする。</p>

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の新座市国民健康保険条例附則第8項及び第9項の規定は、この条例の施行の日以後に新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認された者に対する傷病見舞金の支給について適用し、同日前に新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認された者に対する傷病見舞金の支給については、なお従前の例による。

令和4年11月29日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

傷病見舞金の支給の対象となる被保険者及び額を改めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。